



火災保険の実質的被保険者の故意による事故招致免責

ソニー損害保険株式会社 高見 直史

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評訳はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評訳は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評訳者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

控訴審 東京高裁令和2年2月27日判決 令和元年

(ネ) 第4806号 保険金請求権存在確認、保険金請求控訴事件 金判1594号8頁【確定】¹⁾

原審 水戸地裁土浦支部令和元年10月23日判決 平成29年(ワ)第189号(第1事件)、385号(第2事件)
金判1594号16頁

1. 本件の争点

本件の第1事件は、Y損害保険株式会社（以下、「Y社」という。被告、被控訴人）との間で、契約者兼被保険者として火災保険（店舗総合保険）契約（以下、「本件保険契約」という）を締結していたX1（原告、控訴人）が、火災により当該保険の目的である建物（以下、「本件建物」という）の一部が焼損した等により使用不能になったとして、Y社に対し保険金等の支払を求めた事案である。

第2事件は、X1に対する貸金返還請求権を被担保債権として、本件保険契約に基づくX1のY社に対する保険金請求権に質権の設定を受けたX2銀行（原告、控訴人）が、同請求権に基づき、Y社に対し保険金等の支払を求めた事案である。

本件の主な争点は、(1)名義上の所有者であるX1に被保険利益があるか、(2)建物の実質的な所有者であるAの故意による事故招致に免責条項が適用されるか、の2点であった。

2. 事実の概要

(1) X1は、P市内で生花店を経営する個人事業主であり、本件建物とその土地（以下、併せて「本

件土地建物」という）の登記名義人である。

(2) X1は、平成16年4月23日、Y社との間で本件保険契約を締結した。

保険種類 店舗総合保険（火災保険）

保険の目的 本件建物

保険金額 1億5000万円

保険期間 平成16年4月27日午後4時から平成31年4月27日午後4時まで

保険料 81万1500円（長期一括）

(3) 本件保険契約に適用される店舗総合保険普通保険約款第2条1項(1)には、「保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反」によって生じた損害または費用に対しては、保険金を支払わない旨規定されている（以下、「本件免責条項」という）。

(4) 平成26年5月24日前4時頃、何者かの放火により火災が発生し、本件建物の3階部分（631.34m²）の大半が焼損した（以下、「本件放火」という）。

(5) Y社は、①本件建物の実質的な所有者はX1ではなく、X1の姉の内縁の夫であるAであるから、X1には本件保険契約の被保険利益がなく、本件保険契約は無効であること、②本件放火が、AないしX1の関与により生じたものであるから、本件免責条項によりY社は保険金支払義務を負わないこと、を理由に保険金支払を拒んだため、X1およびX2銀行が提訴した。

- (6) 原審判決は、本件土地建物の購入資金のうちの多くを占める本件融資の返済金の返済義務を負うのはX 1であり、連帯保証したX 1の父及び兄であることからすると、本件建物に保険事故が発生した場合、X 1に経済的損失が生じることから、X 1に本件保険契約に係る被保険利益があると認められるとした。
- (7) また同判決は、①本件放火の客観的状況、②AおよびX 1の動機、③AおよびX 1の言動、④Aのアリバイを検討した上で、本件放火は、実行犯こそ明らかでないものの、AないしX 1の故意による関与の下でなされたものと推認しつつ、仮にAがX 1に知らせることなく本件放火を実行したとしても、X 1が保険金を入手できるとすることは、公益に反し、信義誠実の原則に反するので、本件免責条項が適用されるとして、X 1およびX 2銀行の請求を棄却した。
- (8) 原審判断を不服として、X 1およびX 2銀行が控訴したのが本件である。

3. 判旨（控訴棄却）

(1) 被保険利益の有無

「融資金の返済義務を法的に負うのは、借主である原告X 1であり、連帯保証をした同原告の父及び兄であることからすると、本件建物に保険事故が発生した場合、原告X 1に経済的損害が生じるということができる…原告X 1とAとの関係からすると、原告X 1が何らの利益を受ける期待もなくAに名義を貸したとは考えにくいことからすれば、Aと原告X 1との間で、本件土地建物の利用ないし処分に係る損益について、分配ないし分配する合意をしていた可能性は否定されないから、原告X 1の所有者たる属性は否定できず、本件保険契約に係る原告X 1の被保険利益は、この点からしても否定されないとすべきである。」（原判決を引用）

(2) 本件免責条項の適用の可否

「ア 前記認定・説示によれば、①控訴人X 1には、本件土地建物の購入当時、本件土地建物の代金支払のためにされた本件融資の返済金（月額41万円）を支払える収入状況にはなかったこと、②控訴人X 1が本件土地建物の購入の動機として供述する内容は、本件土地建物の立地状況や、購入後の本件建物の利用状況等に照らし、不自然、不合理であり信用

できないこと、③本件土地建物の購入に係る交渉、本件融資に係る交渉、本件土地建物の売却に向けた行動は、いずれもAの主導により行われていたこと、④本件土地建物の購入後は、主にAが本件建物を使用・管理し、Aが本件融資の返済金の大半のほか、不動産取得税及び固定資産税の支払をしていたこと、⑤本件保険金の請求に係る交渉も主にAが行っていることなどからすると、本件建物については、その所有名義は控訴人X 1であり、控訴人X 1に被保険利益があることは否定できないものの、Aは、本件建物の実質的所有者であるか又は本件建物の利用ないし処分に係る経済的利益を享受する者であるものと認められる。」

「上記のとおり、本件放火は、本件建物の実質的所有者であるか又は本件建物の利用ないし処分に係る経済的利益を享受する者であるAの関与の下でなされたものと認められ、Aの故意による保険事故の招致は、A及び控訴人X 1との関係から、信義則上、被保険者である控訴人X 1の故意による保険事故の招致と同視し得るものといえる。そうすると、控訴人X 1の保険金請求を認めることは、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものであるといえるから、本件免責条項が適用され、被控訴人は免責されるというべきである。」

「控訴人らは、仮にAの本件放火への関与が認められるとしても、故意過失責任の本質からすれば、本件放火について全く意を通じていない控訴人X 1がAの犯罪行為に係る責めを共同して負う理由はない」と主張する。しかしながら、補正後の原判決は、本件放火は、Aの故意による関与の下でなされたものであり、本件建物の実質的所有者等であるAの故意による保険事故の招致は、信義則上、被保険者である控訴人X 1の故意による保険事故の招致と同視し得るものであるとして、本件免責条項の趣旨から控訴人X 1の保険金請求を否定したものであって、控訴人X 1に本件放火についての民事又は刑事上の責任を負わせたものではなく、過失責任の原則等に反するものとはいえない。」

4. 評釁（判旨の結論に賛成する）

(1) はじめに

本件免責条項は、損害保険契約において、保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」という）の悪意または重大な過失により生じた損害について

は、保険者はてん補責任を負わない旨を定めた旧商法641条後段（保険法17条1項本文と同趣旨）を具体化、明確化したものと解されている。その趣旨は、保険契約者等が故意または重過失によって保険事故を招致することは社会的に認容されない行為であり、かつ公序良俗に反するからであり、また当事者に要求される信義誠実の原則に反するからである²⁾とされている。

問題となるのは、保険契約の名義上の保険契約者等ではないが、一定の関係にある第三者が、被保険者に保険金を受領させる目的で故意に保険事故を招致した場合に、本件免責条項が適用されるかという点である。

学説では、第三者事故招致免責に関しては、旧商法641条ないし保険法17条のとおり、保険契約者等の故意事故招致のみ免責が原則であり第三者による事故招致は当然には免責とならないとする自己責任主義³⁾と、被保険者に代わり保険の目的物を事実上管理する第三者を被保険者の代表者と解して免責とする代表者責任論⁴⁾、主に2つの見解が対立している。

第三者事故招致免責を認める裁判例としては、①実質上の被保険者または保険契約者の故意を免責とするもの⁵⁾、②事実上の危険管理者たる地位にある者の故意を免責とするもの⁶⁾、③実質的に被保険者の意思に基づいて建物を管理若しくは使用していた者の管理もしくは使用行為は、信義則上被保険者の履行補助者の行為として被保険者の行為と同視すべきとして免責とするもの⁷⁾、④受益者と実質的に一体と言える保険契約者の保険金請求は信義誠実の原則に反するとして一般条項を根拠に免責とするもの⁸⁾、などがある。

裁判例②・③は代表者責任論を根拠とするものとされているが⁹⁾、大審院判例が代表者責任論を採用しないことを明言しており、これを適用した下級審裁判例は判例適合性に問題があると指摘されている¹⁰⁾。裁判例①・④は自己責任主義に位置付けられており、①については、自己責任主義に立ちつつ、実質的な被保険者の行為は名義上の被保険者の行為と同視すべきものとして保険者は免責とする見解¹¹⁾（以下、「実質的被保険者の理論」という）を適用している。

本判決も、実質的被保険者の理論を適用したものであるが、被保険者の被保険利益を一定認めつつ、全部免責を認めている点に特長があり、その点につ

いても考察する。

(2) 名義上の所有者であるX 1に被保険利益はあるのか

実質的被保険者が存在する場合、名義上の被保険者に被保険利益があるかが問題となる。名義上の被保険者に被保険利益がないとすれば、その保険契約は無効と解され¹²⁾、故意免責の適用を争うまでもなく保険者は支払いを免れるためである。

裁判例では、名義上の被保険者に被保険利益がないことを理由に契約を無効とし請求を棄却した事例も多い¹³⁾。また、契約無効のため請求に理由がないしつつ、訴訟の審理経過に鑑みて故意免責、重過失免責についても判断した事例¹⁴⁾もある。

一方で、名義上の被保険者にも被保険利益を認めた事例¹⁵⁾や、明確には認めていないものの否定していない事例¹⁶⁾があり、これらの事例では契約が有効であることを前提に、実質的被保険者の理論の適用が検討されている。

原審判決では、本件土地建物の購入、融資に係る交渉がAの主導で行われたこと、購入後は主にAが本件建物を使用・管理し、Aが本件融資の返済金の大半のほか税金の支払をしていたこと等により、AがX 1に買主としての名義を借り、X 1の名義で本件融資を受けたものと認定しつつ、融資金の返済義務を法的に負うのはX 1であり、連帯保証をした父および兄であることから、本件建物に保険事故が発生した場合、X 1に経済的損害が生じること、さらにAとX 1との間で、本件土地建物の利用ないし処分に係る損益について、分配ないし分配する合意をしていた可能性があり、X 1の所有者たる属性は否定されないとして、X 1に被保険利益があることを認めている。

本判決も原審判決の認定内容を維持し、「本件建物については、その所有名義は控訴人X 1であり、控訴人X 1に被保険利益があることは否定できない」とした。

本件建物の所有名義がX 1として登記されているとしても、被保険利益の有無とは直接関係はなく、他に第三者に対抗し得る所有者がいる場合に対抗要件となるにすぎないものの、一応所有者利益が誰にあるか判断する一要素となり得るとされており¹⁷⁾、また原審判決において、X 1が融資金の返済義務を法的に負っていること、本件建物の利用処分に係る損益について分配する等の可能性を認定したこと等

とあわせて、X 1 に一応の被保険利益があるとした判旨に賛成する。

(3) 実質的被保険者の故意による事故招致免責

原審では、本件放火が「AないしX 1 の故意による関与の下でなされたもの」と認定したのに対し、本判決では「Aの関与の下でされたもの」と認定しており、第三者の故意による事故招致免責が争点となることがより明確になっている。

先述の通り、火災保険の裁判例では、実質的被保険者の理論を適用して、保険者免責を認めるのも多い。これらの裁判例の基本的な考え方は、実質的な所有者が故意・重過失で保険事故を招致し、名義上の被保険者に保険金が支払われれば、実質的な所有者が保険の利益を享受できることになり、それでは免責条項の趣旨が没却されるためである¹⁸⁾。

学説では、自己責任主義の立場から、保険者は名義上の被保険者に対する者が被保険利益を有しないことを理由に保険金支払いを拒め、逆に実質的被保険者に対しては契約上被保険者に指定されていないことをもって対抗できる、として実質的被保険者の理論に否定的な見解がある¹⁹⁾が、形式上の被保険者とされる者は、本件のように建物の登記簿上の名義人であるなど、必ずしも被保険利益がないことを容易に主張立証できるものばかりではないとの指摘があり²⁰⁾、近時の学説では実質的な保険契約者や被保険者に即して判断されるべきとする見解が有力である²¹⁾。

本判決は、本件放火が本件建物の実質的所有者であるか又は本件建物の利用ないし処分に係る経済的利益を享受する者であるAの関与の下でされたものと認定し、Aの故意による保険事故の招致はAおよびX 1 との関係から、信義則上、被保険者であるX 1 の故意による保険事故の招致と同視し得るものといえ、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものであることから、本件免責条項が適用され、保険者は免責されるとしており、近時の学説や裁判例に沿うものとなっている。

学説では、実質的被保険者の要件として(a)法形式上は保険の目的物について所有権を有しておらず、別人が所有者である、(b)しかし、保険の目的物に対して所有者のような使用・収益・処分の権能（被保険利益）を実質的に保持している、(c)保険金が支払われれば、それを実質的に自由に使用できる状況にある、(d)上記(b)(c)のような実態関係を形式的な被保

険者が認容している、があげられており²²⁾、本判決でも、①X 1 に本件融資の返済金を支払える収入がなかったこと、②X 1 が供述する購入動機が不自然・不合理であること、③本件土地建物の購入に係る交渉、売却にむけた行動がA主導で行われたこと、④Aが本件建物を使用・管理し、本件融資の返済金の大半や税金を支払っていたこと、⑤本件保険金の請求に係る交渉も主にAが行っていたことなど、上記(a)～(d)を概ね満たす事実を認定していることから、実質的被保険者の理論を適用し免責を認めたことは妥当と考える。

なお、上記要件(c)は、(b)と比較して直接に認定することは難しく、間接事実を積み重ねることで満たされることが多いものの²³⁾、本件についても、上記の③・④・⑤等の事実から、Aが保険金を実質的に自由に使用できる状況にあると推認することは可能と考える。

ただしこの要件(c)に関して、X 2 銀行が質権を設定していることから、Aが保険金を自由に処分することができるのか疑問があり得る、との指摘²⁴⁾が先行評釈においてなされている。この指摘は重要であり、確かに、保険金（X 2 銀行の主張する額6926万円、Y社の主張する額2087万円）のうち、被担保債権相当額の1742万円に関しては、X 2 銀行の保険金請求によりX 2 銀行に支払われることになる。要件(c)について学説では、保険金が支払われれば、実質的被保険者が名義上の被保険者と同等またはそれに増して利益を享受し得る立場にあることとされており²⁵⁾、X 2 銀行に保険金が支払われることによりX 1 が本件融資の返済義務から解放される経済的利益を享受すると捉えるのであれば、Aは実質的被保険者といえない可能性がある。

一方で、Aが本件融資の返済金を支払っていた実態等から、X 2 銀行に保険金が支払われることにより実質的な経済的利益を享受するのはAと捉えるのであれば、実質的にはAが保険金の全額を自由に処分することができる、ともいえそうである。

実際には、X 1 とAの双方が経済的利益を享受するため被保険利益が分属している状況にあると考えられるが、Aの享受する経済的利益の方がより直接的具体的であり要件(c)を充足すると捉えることが可能と考えるため、実質的被保険者の理論を適用し免責されることは妥当と考える。

(4) 全部免責の適否について

火災保険契約では、故意免責条項において、保険契約者等の故意（1号）のほか、保険契約者等以外の保険金を受け取るべき者の故意（2号）を免責とし、2号のみ、他の者が受け取るべき金額については除くとのただし書きを定めていることが一般的である²⁶⁾。

本件保険契約について、形式的には、X1を保険契約者兼被保険者としてX1の所有者利益を被保険利益として締結した自己のためにする保険契約といえるが、実質的には、Aの所有者利益を被保険利益として締結した他人のためにする保険契約にあたると考える場合、実質的被保険者は2号の保険金を受け取るべき者に該当するとの見解があり²⁷⁾、その場合、Aには免責が適用されるが、X1が受け取るべき保険金は免責されないことになる。

そのため実質的被保険者の行為は名義上の被保険者の行為と同視されるという真の意味は、1号を適用し、保険契約の全部において免責を認めることにあると指摘されている²⁸⁾。

ただし1号についても、火災保険の目的物である建物や家財などを複数の被保険者が共有している場合、共有者の1人が故意により保険事故を招致した場合、他の共有者の受けた損害については免責が適用されるべきではないとの見解がある²⁹⁾。

そして実質的被保険者の理論においても、被保険利益が分属するという考え方を探った場合には、全部免責ではなく一部免責となる可能性についての指摘も多い³⁰⁾。仮に本判決が、この考え方を探りつつ全部免責を認めたとすれば、本件融資の返済金の支払いをAが行っている実態より、X1には被保険利益が一応あるとはいえるものの、実質的ではないに等しいと評価したことになろう³¹⁾。

一方で、全部免責を認める立場からは、名義上の被保険者が保険の目的物について独自の経済的利益を有していたとしても、実質的被保険者の行為を被保険者の行為としてその法的効果を受け容れるべき事情がそれにも増して大きく、形式的所有者・被保険者は、実質的に所有者としての権能を発揮していないし、十分に発揮できる状況にもなく、その状態を認し、実質的被保険者が所有者としての活動をしているため³²⁾と説明されており、本判決を含めて、特段の説明なく全部免責を認めた裁判例では、このような考え方を探っているのではないかと考えられる。

また裁判例では、実質的被保険者の理論とあわせ

て、「受益者と実質的に一体といえる保険契約者が保険金を請求することは、信義則に反し、又は権利の濫用として制限されるべき」と一般条項を根拠として全部免責を認めた事例³³⁾がある。

本判決が、どのような考え方で全部免責を認めたのかは明らかではないが、上述の通り本件はいずれの考え方でも全部免責を認めることが妥当であったと思われ、本判決の結論に賛成する。

なお、本件では争点になっていないが、実質的被保険者が故意に事故招致したとして故意免責が適用される場合、重大事由解除も認められるのか、という論点もある。認められれば、その効果は全部免責と等しいためである。

重大事由解除に関しては、保険法施行前に締結された保険契約にも保険法30条が適用される³⁴⁾。AがX1に保険金を受領させることを目的として損害を生じさせたことを、同条1項1号に定める、保険契約者または被保険者が、保険給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたことと同視し得ると解釈することは難しいとしても、X1がAのような者の存在を容認していたこと等により、同3号のいわゆるバスケット条項に定める保険者の保険契約者又は被保険者に対する信頼を損ない、当該損害保険契約の存続を困難とする重大な事由と解釈することは検討可能ではないかと考える。

火災保険における故意の事故招致の多くは、目的物の全損により保険契約が失効することが多く、故意免責と重大事由解除いずれを適用しても効果に大差はないことが多いが、本件については一部損であることに加え、実質的被保険者の理論の適用にあたり全部免責の適否について学説が分かれていることも踏まえると、重大事由解除をあわせて主張するメリットもあったと考えられる。

(5) おわりに

本稿での検討は割愛したが、本判決では、①本件放火が保険金目的であることが強く疑われる点、②本件放火の計画性、③AおよびX1の動機、④AおよびX1の言動、⑤Aのアリバイ、について丁寧に検討した上で、本件放火がAの故意による関与の下でされたものと認定している。これまでの裁判例で認められている「火災の原因が放火と認められるか」

「当該放火に被保険者等が関与したと認められるか」の2点の枠組み³⁵⁾に準じて、間接事実の積上げ

によりAの故意を推認したものであり、Y社の主張立証とあわせて実務上参考になるものと考える。

以上

- 1) 本判決の先行評釈として、竹濱修・ジュリスト1557号82頁(2021年)、山下典孝・私法判例リマーカス63号98頁(2021年)、山本到・損害保険研究 第83巻第3号151頁(2021年)、堀井智明・立正法学論集55巻1号75頁(2021年)がある。
- 2) 甘利公人=福田弥夫=遠山聰・ポイントレクチャー保険法(第3版)121頁(2017年・有斐閣)。
- 3) 大森忠夫・保険契約の法的構造234頁、280頁(1952年・有斐閣)、竹濱修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(2完)」立命館法学171号688頁(1983年)。
- 4) 坂口光男・保険契約法の基本問題65頁(1996年・文眞堂)、石田満・商法IV「保険法」(改訂版)195頁(1997年・青林書院)。
- 5) 仙台地判平成7年8月31日判夕896号220頁、仙台高判平成10年3月23日Westlaw Japan 1998 WLJPCA03236007、広島高判平成26年6月11日自保ジャーナル1936号156頁、大阪高判平成28年9月23日自保ジャーナル2000号166頁。生命保険では、最判平成14年10月3日民集56巻8号1706頁。
- 6) 岡山地判平成10年7月27日判夕1038号256頁。
- 7) 熊本地判平成11年3月17日判夕1042号248頁、東京高裁平成22年11月17日、その原審である新潟地判長岡支部平成22年7月16日、大井暁・共済と保険2011年9月号22頁。
- 8) 福岡地判平成11年1月28日判時1684号124頁、東京高判平成20年4月23日自保ジャーナル1815号156頁。ただし東京高判平成20年4月23日は実質的被保険者の理論もあわせて適用している。
- 9) 坂口光男「保険事故の招致」法学論叢43巻4・5号223～224頁(1970年)。
- 10) 大判昭和7年9月14日民集11巻18号1815頁、竹濱修「損害保険契約における経済的被保険者」川演昇他編・森本滋先生還暦記念 企業法の課題と展望457頁(2009年・商事法務)、竹濱修・損保研究78巻1号252頁(2016年)。
- 11) 竹濱・前掲注3) 論文689頁、竹濱・前掲注10) 論文475頁。なお竹濱教授は「経済的被保険者」とされていたが、前掲判例解説82頁に同義で「実質的被保険者」とされている。
- 12) 大森忠夫「保険法」補訂版66頁(1962年・有斐閣)、山下典孝「保険法」247頁(2005年・有斐閣)。なお同条および保険法3条は強行規定。
- 13) 福岡地判平成13年6月12日Westlaw Japan 2001WLJPCA 06126005、福岡高判平成14年4月23日Westlaw Japan 2002WLJPCA04236007、東京地判平成20年2月19日Westlaw Japan 2008WLJPCA02198001。

- 14) 東京地判平成25年3月19日自保ジャーナル1895号173頁、東京地判平成25年7月9日Westlaw Japan 2013WLJPCA 07098001。
- 15) 前掲・仙台地判平成7年8月31日、前掲・仙台高判平成10年3月23日、前掲・大阪高判平成28年9月23日。
- 16) 前掲・東京高判平成20年4月23日、前掲・大阪高判平成28年9月23日。
- 17) 甘利公人・判時1576号226頁(1996年)。
- 18) 竹濱・前掲注83頁。「登記簿記簿を含め名義は被保険者にあるが、実態は真の所有者が支配しているという状況下で、実質的所有者が自らまたは第三者を使って放火するなどして、保険の利益を得られるとしたら、まさに不当な保険の利用である」とする。
- 19) 大森・前掲注3) 240頁。
- 20) 竹濱・前掲注1) 83頁。
- 21) 笠原・前掲123頁、山下友信・前掲379頁、竹濱・前掲注10) 論文487頁。
- 22) 竹濱・前掲注10) 論文464頁。
- 23) 笠原・前掲123頁。
- 24) 山下典孝・前掲101頁。
- 25) 竹濱修・損害保険研究78巻1号252頁(2016年) 260頁。
- 26) 火災保険標準約款(2021年・損害保険料率算出機構)。
- 27) 田辺康平=坂口光男・註釈住宅火災保険普通保険約款76頁(1995年・中央経済社)。
- 28) 甘利・前掲227頁。
- 29) 竹濱修「損害保険における保険事故招致免責」竹濱修ほか編・保険法改正の論点 中西正明先生喜寿記念論文集182頁(2009年・法律文化社)。「保険契約者・被保険者が被保険目的物について共有者である場合、保険者は、その事故招致者である共有者の持分に生じた損害について免責されると解すべきであろう。共有者間には、団体的結合関係が強くない場合も多々考えられ、1人の共有者の事故招致によって他の共有者の損害まで免責を及ぼすべき理由は見出しつらいからである」とする。
- 30) 竹濱・前掲11) 論文464頁。竹濱・前掲1) 83頁。山下典孝・前掲101頁。笠原・前掲123頁。
- 31) 竹濱・前掲1) 83頁。山下典孝・前掲101頁。
- 32) 竹濱・前掲注10) 論文464頁。
- 33) 前掲・東京地判平成20年4月23日。
- 34) 保険法33条1項により絶対的強行規定となる。
- 35) 東京地裁プラクティス委員会第一小委員会「保険金請求訴訟をめぐる諸問題(中)」判夕1398号5頁(2014年)、天野泰隆・共済と保険2012年4月号85頁、小川聖史・共済と保険2014年2月号38頁、天野泰隆・共済と保険2014年4月号32頁、勝野真人・共済と保険2017年11月号24頁、石井忠雄・共済と保険2020年9月号28頁。